（薬事法関係手数料令の一部改正）

第二条　薬事法関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号イ中「十四万八千百円」を「十五万二千三百円」に改め、同号ロ中「十一万千五百円」を「十一万四千七百円」に改め、同項第二号イ中「九万七千四百円」を「十万二百円」に改め、同号ロ中「五万五千三百円」を「五万六千九百円」に改め、同項第三号イ中「九万七千四百円」を「十万二百円」に改め、同号ロ中「五万五千三百円」を「五万六千九百円」に改め、同条第二項第一号イ中「十三万三千三百円」を「十三万七千百円」に改め、同号ロ中「五万八千百円」を「五万九千七百円」に改め、同項第二号イ中「六万四千六百円」を「六万六千四百円」に改め、同号ロ中「三万九千七百円」を「四万九百円」に改め、同条第三号イ中「六万四千六百円」を「六万六千四百円」に改める。

第十七条第二項第一号中「ヲまで」を「ルまで」に改め、同号イ中「六百五十五万九千六百円」を「六百七十四万七千円」に改め、同号ロ中「三百二十八万六千円」を「三百三十七万九千九百円」に改め、同号ハ中「百六十三万九千八百円」を「百六十八万六千六百円」に改め、同号ニ中「八十一万八千百円」を「八十四万千五百円」に改め、同号ホ中「二百四十六万三千二百円」を「二百五十三万三千六百円」に改め、同号ヘ中「六十一万五千九百円」を「六十三万七千七百円」に改め、同号ト中「百二十三万二千五百円」を「百二十六万七千七百円」に改め、同号リ中「二十一万四千円」を「二十二万百円」に改め、同号ヌ中「六十六万四千五百円」を「六十八万三千五百円」に改め、同号ル中「又は(6)」を「から(9)まで」に、「六万八千五百円」を「七万五百円」に改め、同号ヲを削り、同項第二号中「リまで」を「チまで」に改め、同号イ中「二百四十六万三千二百円」を「二百五十三万三千六百円」に改め、同号ロ中「六十一万五千九百円」を「六十三万三千六百円」に改め、同号ハ中「十二万七百円」を「十二万四千二百円」に改め、同号ホ中「三十一万百円」を「三十一万九千円」に改め、同号ヘ中「十万九千八百円」を「十一万二千九百円」に改め、同号ト中「六十六万四千五百円」を「六十八万三千五百円」に改め、同号チ中「第七条第一項第二号ニ(2)」の下に「又は(3)」を加え、「三万七千百円」を「三万八千二百円」に改め、同号リを削り、同条第三項第一号イ中「二百六万二千四百円」を「二百十二万千四百円」に改め、同号ロ中「二百二十八万二千六百円」を「二百三十四万七千九百円」に改め、同項第二号イ中「二百七十二万三千二百円」を「二百八十万千円」に改め、同号ロ中「三百一万千九百円」を「三百十万八千円」に改め、同号ハ中「七十二万八百円」を「七十四万千四百円」に改め、同号ニ中「七十五万千八百円」を「七十七万三千三百円」に改め、同号ホ中「六十四万五千二百円」を「六十六万三千六百円」に改め、同号ヘ中「九十五万二百円」を「九十七万七千四百円」に改め、同項第三号イ中「六十三万五千三百四円」を「六十五万三千四百円」に改め、同号ロ中「九十一万八千四百円」を「九十四万四千七百円」に改め、同号イ(2)中「八十六万四千四百円」を「八十八万八千六百円」に改め、同号ロ(1)中「七十三万九千八百円」を「七十六万九百円」に改め、同号ロ(2)中「九十三万三千五百円」を「九十六万二百円」に改め、同号ハ(1)中「二十万千三百円」を「二十万七千百円」に改め、同号ハ(2)中「二十二万九千八百円」を「二十三万六千四百円」に改め、同号ニ(1)中「十四万千二百円」を「十四万五千三百円」に改め、同号ニ(2)中「十五万五千四百円」を「十五万九千九百円」に改め、同項第二号イ中「六万三千八百円」を「六万六千四百円」に改め、同号ロ中「八万四千五百円」を「八万七千七百円」に改め、同号イ(2)中「五十五万四千二百円」を「五十七万百円」に、「三万五百円」を「三万千四百円」に改め、同号ロ(1)中「三十八万円」を「三十九万九百円」に、「一万二千四百円」を「一万二千八百円」に改め、同号ロ(2)中「四十八万円」を「四十九万三千八百円」に改め、同号ハ(1)中「三十三万六千五百円」を「三十四万六千八百円」に、「九千六百円」を「九千九百円」に改め、同号ハ(2)中「四十万九千四百円」を「四十万六千四百円」に、「九千六百円」を「九千九百円」に改め、同号ニ(1)中「二十五万八千五百円」を「二十六万五千九百円」に、「六千七百円」を「六千九百円」に改め、同号ニ(2)中「三十三万八千百円」を「三十四万七千八百円」に、「六千七百円」を「六千九百円」に改め、同条第五項第一号イ中「六万三千八百円」を「六万五千六百円」に改め、同号ロ中「八万四千八百円」を「八万七千二百円」に、「六千七百円」を「六千九百円」に改め、同号ハ中「六十二万四千六百円」を「六十四万二千四百円」に改め、同項第二号イ(1)中「二百六万二千四百円」を「二百十二万千四百円」に改め、同号イ(2)中「二百二十八万二千六百円」を「二百三十四万七千九百円」に改め、同号ロ(1)中「二百十九万三千三百円」を「二百二十五万六千円」に改め、同号ロ(2)中「二百四十万九千六百円」を「二百四十七万八千五百円」に改め、同号ロ(3)中「七十五万二千六百円」を「七十七万四千百円」に改め、同号ロ(4)中「七十七万二千三百円」を「七十九万四千四百円」に改め、同号ロ(5)中「六十一万七百円」を「六十二万八千二百円」に改め、同号ロ(6)中「九十四万九千円」を「九十七万六千百円」に改める。

（あへんの売渡価格を定める政令の一部改正）

第三条　あへんの売渡価格を定める政令（昭和二十九年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

「二十万二千五百円」を「二十万八千二百円」に改める。

（覚せい剤取締法施行令の一部改正）

第四条　覚せい剤取締法施行令（昭和四十八年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一万三千五百円」を「一万三千六百円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十七号

児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第二号及び第二十一条の五の四第三項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十六条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。